

税務・財務情報 第1906号

民法（相続法）の改正で 相続はどう変わる？

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

民法（相続法）の改正で 相続はどう変わる？

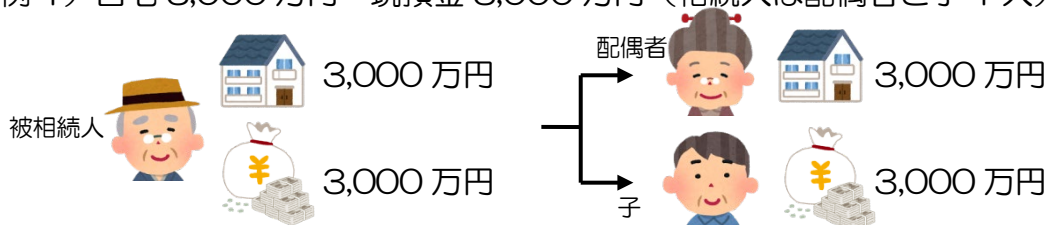
1 はじめに

2018年7月6日に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、約40年ぶりに相続法分野の改正も行われました。今回の改正相続法の主な項目について簡単にご紹介します。

2 配偶者居住権の新設（施行日：2020年4月1日）

従来の民法では法定相続分で遺産を分ける場合、配偶者が十分な生活資金を相続することが困難なケースがありました。

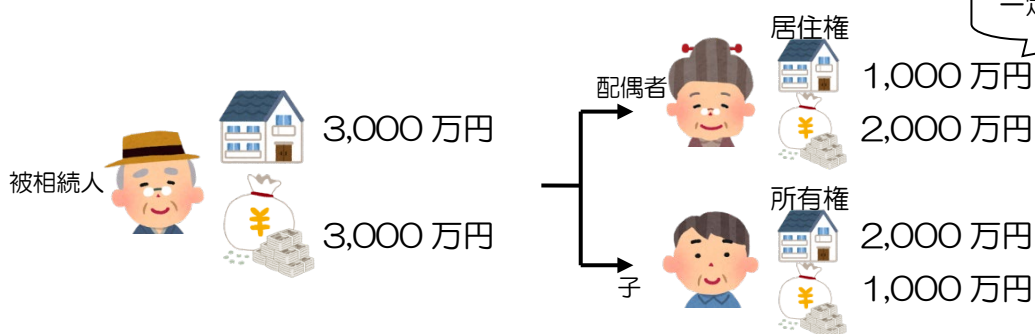
（例1）自宅3,000万円 現預金3,000万円（相続人は配偶者と子1人）



配偶者を守るために新たに「配偶者の居住権」が導入され、自宅建物の権利を「所有権」と「居住権」に分けて相続することができるようになりました。配偶者が「居住権」、子が「所有権」を相続することで、配偶者が住み慣れた自宅に引き続き住むことができ、かつ相続する現預金も確保することができます。（被相続人の建物に居住していた等の要件あり。）

なお、配偶者居住権を取得すれば無償で終身の間、居住することができます。

（例2）前提は（例1）と同じ



MEMO 配偶者の短期居住権

上記「配偶者居住権」とは別に配偶者に短期的な居住権を保護するための権利で、配偶者は無償で一定期間自宅に居住することができます。

一定期間とは次の①と②のいずれか遅い日までの期間

- ① 相続開始から6カ月を経過する日
- ② 遺産分割により居住建物の帰属が確定した日

3 遺産分割前の預貯金の仮払い制度の新設(施行日:2019年7月1日)

預貯金の口座は被相続人が亡くなると凍結されてしまい、引き出しができなくなります。預貯金を引き出すには相続人全員で遺産分割協議を行う必要がありますが、相続トラブル等で遺産分割協議がまとまらず、引き出しまで数年かかることもあります。

預貯金が引き出しできないと、被相続人の葬儀費用や介護費用などの支払いもできず残された家族が困るケースがありました。

改正後は遺産分割前に預貯金を一定額まで引き出すことができるようになります。

①相続人単独の請求で引き出せる金額上限

【相続開始時の預貯金額×1/3×その相続人の法定相続分】

②具体的な計算例

預貯金額 1,500 万円、相続人は配偶者と子 1 人のケース

$$1,500 \text{ 万円} \times 1/3 = 500 \text{ 万円}$$

┌	配偶者	法定相続分 1/2 =	250 万円
	子	法定相続分 1/2 =	250 万円

※ただし、金融機関ごとに引き出せる上限額が 150 万円とされています。

上記の例で同じ銀行に 1,500 万円預けていた場合は 250 万円でなく、各 150 万円ずつが上限となります。

MEMO 家庭裁判所による仮払い制度

家庭裁判所で調停等の申し立てがある場合に、被相続人の債務や相続人の生活費等の事情により預貯金が必要と認められれば、遺産分割が決まる前でも引き出すことができます。また、この場合の引き出しの上限はありません。

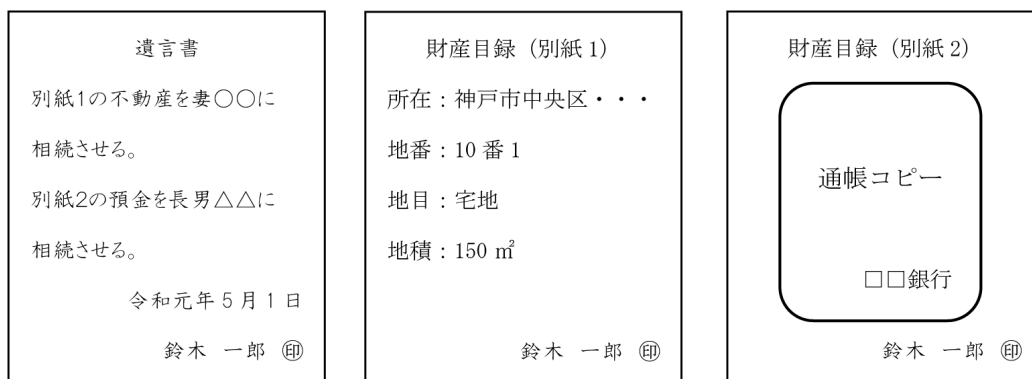
4 自筆証書遺言の方式緩和(施行日:2019年1月13日)

従来は自筆証書遺言を作成する場合、全文を自書しなければ有効な遺言書と認められなかったため、遺言書を作成したくても特に高齢者にとっては困難な場合もありました。

改正により相続財産の目録部分についてはパソコンで作成した目録や、不動産の登記事項証明書や通帳のコピーを目録とすることも可能になりました。

ただし、これらの財産目録にはそれぞれに自書による署名と押印をする必要があります。

イメージ図



5 自筆証書遺言書の保管制度（施行日：2020年7月10日）

自筆証書遺言を作成したものの、遺言書の保管は自分で行わなければならないため、作成後の保管が難しく災害等による滅失、改ざんや隠匿、遺言書の保管場所が分からずに発見されないといったリスクがありました。

今回の改正では自筆証書遺言を法務局に保管してもらえるようになり、上記のようなリスクが回避することができます。その他に保管してもらうメリットとしては、

- ①家庭裁判所の検認手続きが不要になる
- ②保管の申請時に自筆証書遺言の形式的なチェックをしてくれる
※あくまで形式的な要件だけのため、遺言書の有効無効の判断ではありません。
- ③保管している遺言書はデータ管理されるため、亡くなった後に相続人等は遺言書の有無を確認できる。

などが挙げられます。ただし、保管申請は必ず遺言者自身が法務局に持ち込みして申請しなければなりません。

6 遺留分計算の見直し（施行日：2019年7月1日）

遺留分額の計算は次の計算式で求めます

【遺留分額＝被相続人の相続開始時の財産額＋贈与財産額－相続債務】×遺留分割合】

従来は「贈与財産額」については何十年前に被相続人から受けた贈与であっても含まれていたため、遺留分の算定にどこまで含めるか争点となることがありました。

今回の改正により「贈与財産額」は相続開始前10年間に限られることとなり、範囲が明確になりました。これによりあらかじめ遺留分侵害額の予想も立てやすくなりました。

- ◆民法（相続法）改正は段階的に施行されますので開始時期にはご留意下さい。
詳しくお知りになりたい方は弊社の担当者までお問合せ下さい。